

地区別会議資料 (成東地区地域審議会)

成東地区地域審議会の経緯について 《第1期（平成18、19年度）》

成東地区は、地域審議会委員14名（公共的団体代表5名、学識経験5名、公募4名）で構成され、地域審議会を6回、その他勉強会等を3回開催した。

開催経過

開催日		議 題	概要
H18. 7.21	第1回	・会長・副会長の選出について ・地域審議会運営要綱について ・今後の会議の運営について	・会長、副会長の選出 ・運営要綱の審議 ・総合計画審議委員（地域審議会代表）の選出 ・会議の有効運営のため、勉強会の開催を決定 ・会議開催前に質問事項提案書を提出
8.31	勉強会	テーマ ・地域審議会について ・財政状況について ・事務組織及び機構について ・公共的団体等について ・消防団について	
10.24	第2回	・山武市総合計画策定基本方針（案）について ・山武市総合計画策定スケジュール（案）について	・計画策定基本方針の説明、確認 ・計画策定スケジュールの説明、確認
11.16	説明会	説明事項 ・国保成東病院及び地域医療センターについて	
H19. 1.30	説明会	説明事項 ・山武市役所の組織改編について ・行政評価を活用した総合計画の策定について	
3.20	第3回	・平成19年度主要施策について ・山武市総合計画について	・平成19年度主要施策の説明、確認 ・新市建設計画主要施策の説明、総合計画における主要施策概要の説明、確認 ・各委員による成東地区に関する意見、要望
4.26	第4回	・「成東地区におけるまちづくり」	・各委員の意見、要望の確認 ・成東地区地域審議会意見書の検討、調整 ・総合計画専門部会の説明
5. 9	第5回	・「成東地区におけるまちづくり」その2	・成東地区地域審議会意見書の検討、調整
H20. 1.24	第6回	・山武市総合計画（原案）について	・山武市総合計画（原案）の説明、審議、確認

H19. 5.15 成東地区地域審議会からまちづくりにあたっての意見書が各委員の意見をもとに数回の審議をかさね提出された。

成東地区地域審議会の経緯について 《第２期（平成２０、２１年度）》

成東地区は、地域審議会委員 15 名（公共的団体代表 5 名、学識経験 5 名、公募 5 名）で構成され、地域審議会を 5 回、その他勉強会等を 3 回開催した。

開催経過

開催日		議 題	概要
H20. 5.23	H20 第 1 回	・会長・副会長の選出について ・第 1 回地域審議会の経緯、今後のスケジュールについて	・会長、副会長の選出 ・経緯、今後のスケジュールについて確認
7.22	説明会	説明事項 ・山武市総合計画について	
11.19	H20 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について	・地域振興基金の活用方法について検討、継続審議
H21.3.4	H20 第 3 回	・地域振興基金運用益の活用方法について ・山武市の公共交通について	・活用を留保し事業を決定しないが、提案事項について継続審議 ・山武市公共交通会議、法定協議会について説明 ・防災行政無線統合整備事業の説明、確認 ・副会長の選出
4.16	勉強会	テーマ ・地域振興基金運用益に関する意見の検討について	
8.6	勉強会	テーマ ・山武公共交通について	
9.15	H21 第 1 回	・山武市の公共交通について	・山武地区で求める公共交通体系に関する事項について協議、検討
H22.3.9	H21 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について ・山武市公共交通総合連携計画について	・地域振興基金運用益の活用方法について説明、確認 ・山武市地域公共交通総合連携計画について説明、確認

平成 19 年 5 月 15 日

山武市長 椎 名 千 収 様

成 東 地 区 地 域 審 議 会

会 長 實 川 征 吾

意 見 書

成東地区地域審議会は、平成 18 年 7 月 21 日の発足から 5 回の会議を開催し、新市のまちづくりにあたり成東地区の状況、課題について慎重に審議いたしました。この結果を踏まえ、成東地区地域審議会として別紙のとおり意見書を提出します。

成東地区地域審議会意見書

1. 成東駅北側の整備について

成東駅北側については、昭和40年代に大手不動産業者による買収が始まり、その後、幾度か開発の動きがありましたが事業化までは至ってはおらず、現在までの約35年間、荒廃した状態のままであり、また、関係者（地権者等）によると、現時点では事業化の動きはないとのこと。

現在の状況のまま放置しつづけることは、商業活性化・市税問題など成東地区の資産としての価値が損なわれている状況ではないかと見受けられます。

成東駅を含めた駅周辺地域の活性化を図るためにも、この地域における道路等の生活基盤の整備が必要と考えます。なお、地元地権者については、駅北側の開発に対して、大方の同意が得られているとお聞きしております。

成東駅北側の整備をおこなうことにより、人口の増加・雇用の促進など、さらには駅舎の橋上化、ホーム延伸などに結びつくものと考えられます。成東駅を中心とした商業圏を形成することが、将来の山武市の発展に寄与するものと考えられますので、この成東駅北側を含めた駅周辺地域の総合的な整備を重点的に推進くださるよう提言します。

2. 郷土資産を利用した観光振興及び地域住民の健康増進について

私たちが住んでいる成東地区には、伊藤左千夫の生家を始めとした名勝、遺跡、伝統、文化だけではなく、里山や棚田など自慢できる多くの自然が存在します。

この郷土資産を個々で活用するだけではなく、点から線へといくつもの資産をつなぎ合わせることで、成東地区のさらなる観光振興を求めたいと考えます。

ここで提案したいのが、いろいろな観光資源を遊歩道でつなぎ、安全で、楽しく巡ることができる街として、多くの方々が成東に訪れていただけるよう整備していただきたいと考えます。また、現在メタボリックシンドローム（生活習慣病）の改善は、食及び運動することが大切と聞いております。医療費の削減を図るうえでも、ウォーキングやサイクリングなどに利用することもでき、これからの高齢化に対し、健康な体づくりということが注目されています。安全、安心の身近な遊歩道として利用できるものを求めるものです。

整備にあたっては、従前から事業化されている「駅からハイキング」にも併せて利用できるルートを検討していただきたいと考えております。

3. 成東海岸の駐車場整備について

成東海岸は、有料道路等の開通、又県下でも有数なきれいな海として、数多くの方々が訪れています。

平成13年より成東海岸は、駐車場を有料化しており、その収入により海岸整備をおこなってきているところです。現在、約6haの区域を駐車場として利用していますが、舗装整備がおこなわれているのは、600㎡程度であります。負担している利用者へのサービス向上からも負担に見合った施設提供を行なうことが将来の海水浴客の増加にもつながると思いますので、駐車場の舗装整備の計画を立てすみやかに実施していただき、成東海岸のイメージを確保するためにも適切な対応をお願いします。

4. 成東地域の医療体制について

今、医師不足による医療問題が全国的にも高まっております。

成東病院も昨年の4月、医師不足による診療科の閉鎖など大混乱が生じ、地域住民は不安のどん底にありました。幸い、その後、閉鎖された診療科は、関係者の努力により最小限ではありますが、診療が再開されたことは大変喜ばしいことです。

しかしながら、昨年以前の国保成東病院が私たち住民に安心安全な医療をしっかり守っていただいたことからすれば、医療体制の大幅な変遷があったにせよ、現在の地域医療に対し、地域住民は危機を感じています。特に救急医療については、どの病院で受け入れてもらえるのかが大きな不安となっています。

山武市を始め、各市町では山武地域の医療問題を最重要施策として位置づけ、ご苦勞されていることは十分承知をしております。地域住民が安心して住むことができる医療施設を確保していただくためにも、国保成東病院の健全な運営体制と地域における充実した救急医療体制について一刻も早い確立がなされるよう提言します。

各地区地域審議会からの意見・提案について

【蓮沼地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、蓮沼地区は観光事業を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

観光地とは、きれいなイメージも相併せ持つことが必要である。地域ができる活動として、地域の緑化や沿道清掃等があるが、その活動を促進させるために必要な資材等の活動資金を助成したい。また、市の事業として定期的に地域イベントを実施することで、市内外から人が集まり、そこには、人々との交流が生まれる。地域の活性化を促す地域イベントは、市民の一体感が醸成されることにもつながることから、その運営資金として活用することにしたい。

【松尾地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、松尾地区は地域資源の発掘並びに周知活動等を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

イベント等を利用し、地域ブランドとなりうる製品を含めた展開を検討するための費用として活用したい。なお、イベントだけにとらわれないよう、地域活性化の中心となる要素を掘り起こすための取り組みに対する活用を主としたい。

【山武地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回、第 4 回において審議した結果、山武地区は生活環境の改善を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

個々の事業から絞りこむことは困難であることから、方針的なもので集約したい。

合併により、地域の生活機能が希薄化されていく危機が感じられることから、安心安全な生活、福祉機能が向上する事業に活用したい。安心して生活できる環境が構築されることが望まれる。公共交通事業についても、安心できる生活機能の一つとして検討することは可能。

【成東地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、成東地区は地域振興基金運用益の活用に対し、慎重な検討が必要との意見であった。その内容は、次のとおりである。

運用益の活用については、無駄なものとならぬよう慎重に行うべきであり、現時点での活用は、不相応である。時期を見計らい、必要とされる事業に活用すべきことから、当面は活用を留保することとする。

なお、各委員からの提案事業については、引き続き検討、精査を行うことし、然るべき時期となり次第、事業提案を行いたい。

平成 22 年度 各地区地域審議会スケジュール（案）

H22.7.6 各地区地域審議会合同会議（平成 22 年度第 1 回）

H22.8 各地区地域審議会会長及び副会長合同会議

H22.9～ 各地区地域審議会における審議開始
（審議事項） 地域振興基金運用益金対象事業運用計画について
新市建設計画（総合計画）の執行状況について

各地区地域審議会では審議される事項は、地域審議会の設置に関する協議第 3 条に基づき、

- ①新市建設計画の変更
- ②新市建設計画の執行状況
- ③地域振興のための基金の活用
- ④新市の基本構想の作成及び変更
- ⑤その他、市長が必要とするもの

となりますが、第 3 期では、①新市建設計画の執行状況、③地域振興のための基金の活用について重点をおき審議を進めていく予定です。

— MEMO —

市民提案型交流のまちづくり推進事業の概要



1 事業の趣旨

協働と交流のまちづくりの推進を図るため、NPOやボランティア、自治会などの市民団体が自主的、主体的に企画し、他の団体との連携を持ちながら実施する事業で、事業実施の結果、人々の交流が生まれ、市民の連帯が強化され、地域資源の発掘や周知となり、安心して安全な生活ができるようになる事業を提案し、審査の結果採択された事業に対し、事業実施に係る経費の一部又は全部を補助金として助成する事業です。

2 応募資格

【次の要件を全て満たす団体】

- ①公益上必要と認められる事業を自主的、主体的に企画し、実施する団体。
- ②活動の拠点が山武市内にある団体。
- ③5人以上で構成され、その構成員の過半数が山武市に在住、勤務又は在学する者で構成されていること。
- ④団体を構成する者の年齢は問わないが、代表者が成人であること。
- ⑤2月末日までに事業（当該補助金の対象事業）が完了すること。
- ⑥団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。
- ⑦政治、宗教、営利を目的としていないこと。
- ⑧特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- ⑨会員相互の共益、親睦のみの活動でないこと。
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと
- ⑪同一団体が二つ以上の事業を提案することはできません。



3 対象事業 …事業に対する助成であり、団体支援の助成事業ではありません。

【全て満たす要件】

- ①団体が自主的・主体的に、地域の課題解決に取り組む地域づくり、地域振興となる事業。
- ②一つ以上の団体と連携して実施する事業（連携とは、適正な役割分担のもと事業を行うこと）。
→ 団必ず連携相手に相談のうえ提案書に記載してください。
- ③山武市内で実施される事業。
- ④同一事業において他の補助金や助成金を受けていない事業。

【上記の要件を全て満たし、かつ、以下のいずれかに該当】

- ①各団体間の連携をさらに強化するために情報共有の促進、団体相互の活動への参加を進めるもの。
- ②市民活動団体と地域と行政とが、互いに役割を補い合いながら協力し合って山武地域の資源循環型

の持続可能な社会がえられるもの。

③人々との交流が生まれ、市民の一体感が醸成されるもの。

④地域資源の発掘や周知活動を実施し、地域ブランドの創造につながるもの。



4 補助金額

○上限50万円

(対象経費の10/10以内の額か、事業の支出総額から収入を除いた額のいずれか低い額)

○経費を計上する際は、必ず積算根拠を明確にしてください。

○補助金の増額はできません。

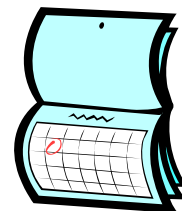


5 採択事業数

○採択事業は、2事業程度

6 スケジュール (22年度事業の場合)

- | | |
|-------------------|----------|
| ①事業提案 | 8月上旬締め切り |
| ②書類審査・公開プレゼンテーション | 8月中旬 |
| ③採択団体決定 | 8月下旬 |
| ④交付申請書提出 | 8月下旬 |
| ⑤事業開始 | 9月 |
| ⑥事業完了 | 2月末 |
| ⑦実績報告書提出 | 3月中旬 |
| ⑧成果報告会 | 3月下旬 |



7 補助対象となる事業実施期間

○平成22年9月初旬～平成23年2月28日までとします。

8 審査会・プレゼンテーション

①審査会（地域審議会委員、学識経験者及び行政職員で構成）の席上で、公開プレゼンテーションを行います。提案された団体は、出席し、提案事業の内容について10分以内（時間未定）で発表（プレゼンテーション）をしていただき、その後質疑に応じていただきます。

②プレゼンテーションの方法は、パネル、パワーポイント、参考資料など自由です。

資料の配布がある場合には、審査会当日13部ご持参ください。

③日程については、8月中旬を予定しております。決定次第、通知いたします。

④審査基準は、5ページを参照してください。

⑤審査結果（採択結果）は、提案団体代表者へ郵送により通知します。

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱

(設置)

第1条 協働と交流のまちづくりの推進を図ることを目的とする事業の適正かつ効果的な推進を図るため、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱(平成22年山武市告示第72号)に基づく山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金に関する市民団体提案事業の審査方法の決定及び当該事業の審査並びに評価を行うものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 山武市地域審議会委員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 総務部企画政策課長
- (4) 総務部市民自治支援課長

3 委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、審査会に諮ったうえで公開しないことができる。

(報告)

第6条 会長は、市民団体提案事業の審査及び評価の結果について、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部市民自治支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、総務部市民自治支援課長が招集する。